

# 介護老人福祉施設 みどり園 重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

## 1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 立石会
法人所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 坂本 文秋
電話番号	0858-53-2820

## 2. ご利用施設

施設の名称	介護老人福祉施設 みどり園(特別養護老人ホームみどり園)
施設の所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937
施設長名	施設長 前田 信子
電話番号	0858-53-2820
ファクシミリ番号	0858-53-2822

## 3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		鳥取県知事の事業者指定		利用 定員	琴浦町基準 該当サービス
		指定年月日	指定番号		当・非該当
施設	介護老人福祉施設	平成12年4月1日	鳥取県指令第200700208185号	90人	当・非該当
居宅	介護予防・総合事業通所介護	平成29年4月1日		55人	委託事業
	通所介護	平成12年4月1日	鳥取県指令第200700206003号		
	介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日	鳥取県指令第200500143890号	20人	
	短期入所生活介護	平成12年4月1日	鳥取県指令第200700205988号		
	介護予防・総合事業居宅介護支援事業	平成29年4月1日			
居宅介護支援事業	平成12年4月1日	鳥取県指令第200700205896号			

## 4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この事業は、社会福祉法人立石会が開設する介護老人福祉施設みどり園において、介護老人福祉施設サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。
施設運営の方針	当施設にあつては、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行う。又、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスを提供するよう努める。明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。

## 5. 施設の概要

### 介護老人福祉施設

敷 地	13, 575m <sup>2</sup>	
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造平屋建(耐火構造)
	延べ面積	4, 193. 64m <sup>2</sup>
	利用定員	90名、ショートステイ20名

#### (1) 居 室

居室の種類	室数	面 積	1人当たりの面積	備 考
1人部屋	8室	72. 00m <sup>2</sup>	9. 00m <sup>2</sup>	A 棟
2人部屋	4室	65. 70m <sup>2</sup>	8. 22m <sup>2</sup>	A 棟
	5室	146. 25m <sup>2</sup>	14. 63m <sup>2</sup>	B 棟
	3室	74. 58m <sup>2</sup>	12. 43m <sup>2</sup>	B 棟
	2室	52. 00m <sup>2</sup>	13. 00m <sup>2</sup>	B 棟
	1室	25. 35m <sup>2</sup>	12. 68m <sup>2</sup>	B 棟
4人部屋	8室	275. 00m <sup>2</sup>	8. 60m <sup>2</sup>	A 棟
	3室	103. 50m <sup>2</sup>	8. 63m <sup>2</sup>	A 棟
	7室	336. 70m <sup>2</sup>	12. 03m <sup>2</sup>	B 棟

(注) 指定基準は、居室1人当たり10. 65m<sup>2</sup>以上だが、平成12年4月1日現在までに有する施設は、収納設備等を除き、4. 95m<sup>2</sup>以上。

#### (2) 主な設備

設備の種類	数	面積	1人当たりの面積
食堂・機能訓練室	食堂 2室	452. 46m <sup>2</sup>	4. 1m <sup>2</sup>
	訓練室 1室		
一般浴室	2室	34. 44m <sup>2</sup>	
機械浴室	特殊浴槽	3台	
談話コーナー	2箇所		
寮母室	2室		
医務室	2室		
トイレ	4箇所		
洗面所	8箇所		

(注) 食堂の指定基準は、1人当たり3m<sup>2</sup>。ただし、平成12年4月1日現在までに有する施設は、当分の間、適用しない。

## 6. 職員体制(主たる職員)

(短期入所、介護予防短期入所含む)

従業者の職種	員 数	区 分				常勤換算後 の人員	事業者の指 定基準	保有資格者数
		常 勤		非 常 勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1		1			1	1名	
生活相談員	2	1	1		2	2	2名	
介護職員	40	40		5	40.0	33.7	31名(介護福祉士)	
看護職員	6	6			6	4	6名	
介護支援専門員	1		1			1	1名	
機能訓練指導員	2	2			2	1.1	2名	
医師	2			2			(嘱託医可)	
管理栄養士	1	1			1	1	1名	
調理師	5	5					5名	

(注) 上記の職員数は、常勤あるいは常勤換算をしたものです。

## 7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤で勤務	4週8休
介護職員	・早番(7:00～16:00) ・準早番(8:00～17:00) ・日勤(9:00～18:00) ・準遅番(9:30～18:30) ・遅番(10:00～19:00) ・夜勤(16:30～9:30)	原則として 4週8休
看護職員	正規の勤務時間(9:00～18:00) ・夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。 (看護責任者) 仲井美由紀	原則として 4週8休
機能訓練指導員	正規の勤務時間(9:00～18:00)	原則として4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間(9:00～18:00) 常勤で勤務	4週8休
医師	内科(週1回、月曜)14:00～16:00 内科(月2回 水曜日)14:00～15:00	
管理栄養士	正規の勤務時間(9:00～18:00) 常勤で勤務	4週8休
調理師	・早番(6:00～15:00) ・準早番(7:00～16:00) ・日勤(9:00～18:00) ・準遅番(9:30～18:30) ・遅番(10:00～19:00)	原則として 4週8休

## 8. 施設サービスの概要

種類	内容
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理栄養士の立てる献立表により、栄養と入所者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事の提供及び栄養食事相談を行います。</li> <li>・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるよう配慮します。</li> <li>・入所者の状況に応じ、食後の口腔ケアを行います。</li> </ul> (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 18:00～19:00
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の希望に応じ、週2回以上の入浴又は清拭を行います。</li> <li>・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。</li> </ul>
離床、着替え、整容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・生活のリズムを考え、入所者の希望に添った着替えを行うよう配慮します。</li> <li>・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。</li> <li>・シーツ交換は、週1回以上実施します。</li> </ul>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機能訓練室における機能訓練及び日常生活の中での機能訓練や、レクリエーション、行事等を通じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>

種 類	内 容
居室の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室の空き状況により施設で決定します。又、入所者の心身の状態により居室を変更する場合があります。</li> <li>・入所者及びご家族の方の希望は可能な限り配慮します。</li> <li>・当施設は、全ての居室を多床室扱いとします。</li> </ul>
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。</li> <li>・緊急等必要な場合は、協力医療機関等へ責任を持って引き継ぎます。</li> </ul> <p>(当施設の嘱託医師)</p> <p>氏 名：中 本 健太郎  診療科：内科(中本内科医院)  所在地：東伯郡琴浦町八橋1740番地  電話番号：(0858)53-1315</p> <p>氏 名：佐 伯 英 明  診療科：内科・泌尿器科(谷口病院)  所在地：倉吉市上井町1-13  電話番号：(0858)26-1211</p>
衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設内の衛生管理の徹底及び日常生活にかかる感染対策を行い、感染症及び食中毒の予防に努めます。又、発生時は嘱託医や市町村、保健所等の関係機関と連携を図り、まん延の防止に努めます。</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、入所者及びその家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul>
社会生活上の便宜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。</li> <li>・主なレクリエーション行事:別紙の施設行事計画のとおり</li> <li>・行政機関に対する手続きが必要な場合は、入所者及びご家族の状況によって、代わりに行います。</li> </ul>
理髪・美容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月5回、理美容師による出張理髪サービスをご利用いただけます。</li> </ul>
日用品費の購入代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者及びご家族が自ら購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、やむを得ない場合を除き、3日前までに購入代金を添えてお申込みください。</li> </ul>
金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らの手による金銭の管理が困難である場合は、金銭管理サービスをご利用いただけます。詳細は次のとおりです。</li> <li>・管理する金銭等の形態:指定する金融機関の預金通帳に預け入れているものを施設で管理します。</li> <li>お預かりするもの:上記預金通帳と通帳印(原則として1つ)</li> <li>保管場所:通帳、印鑑とも事務室大金庫</li> <li>保管管理者:施設長が責任を持って管理します。</li> <li>出納方法:別添の「預かり金等管理規程」のとおり</li> </ul>
通院付添い代行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病院等に受診が必要で、ご家族が付添いに困難な場合、通院付添い代行業をいたします。</li> </ul>
看取り介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当園にて看取り介護を希望される場合には、別途定める「看取り介護指針」に基き、サービスを提供いたします。</li> </ul>

## 9. 利用料

### (1) 法定給付

区 分	
施設利用料	1日当たりの標準負担額 (要介護1) 5,890円 (要介護4) 8,020円 (要介護2) 6,590円 (要介護5) 8,710円 (要介護3) 7,320円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日当たり120円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月当たり200円
療養食加算	1食当たり60円
経口維持加算	1月当たり4,000円
日常生活継続支援加算	1日当たり360円
夜勤職員配置加算	1日当たり160円
口腔衛生管理加算Ⅰ	1月当たり900円
科学的介護推進体制加算	1月当たり500円
看護体制加算	1日当たり120円(看護体制加算Ⅰ40円、Ⅱ80円)
ADL維持加算(Ⅰ)	1月当たり30円
ADL維持加算(Ⅱ)	1月当たり60円
配置医師緊急時対応加算	1回当たり3,250円
新興感染症等施設療養費	1日当たり2,400円
生産性推進体制向上加算Ⅰ	1月当たり100円
生産性推進体制向上加算Ⅱ	1月当たり1,000円
高齢者施設等感染対策向上加算	1月当たり100円
退所時情報提供加算Ⅱ	1回当たり2,500円
協力医療機関連携加算Ⅰ	1月当たり1,000円
協力医療機関連携加算Ⅱ	1月当たり50円
再入所時栄養連携加算	1回当たり200円
看取り介護加算	・45日を上限として死亡日前30日～42日間は1日当たり720円 ・30日を上限として死亡日前3日～27日間は1日当たり1,440円 ・死亡日前2日間は1日当たり6,800円 ・死亡日については1日当たり12,800円
外泊時費用	6日を上限として1日当たり2,460円
安全対策体制加算	1日当たり200円 入所初日のみ算定
初期加算	30日を上限として1日当たり300円
在宅復帰支援加算	・在宅復帰支援機能加算 1日当たり100円 ・在宅・入所相互利用加算 1日当たり300円
退所時等相談援助加算	・退所前訪問相談援助加算 2回を限度として4,600円 ・退所後訪問相談援助加算 1回を限度として4,600円 ・退所時相談援助加算 1回を限度として4,000円 ・退所前連携加算 1回を限度として5,000円
介護職員処遇改善加算	1月の法定給付の14.0% (小数点以下は四捨五入)

\* 自己負担額は、利用者負担割合に応じた額となります。市町村より交付された「介護保険負担割合証」を介護保険被保険者証と併せて提示して下さい。

- \*自己負担額には、月々の負担の上限が設定されています。1ヶ月に支払った自己負担の合計が上限を超えた場合、超えた分が払い戻されます。
- \*介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者の負担額を変更します。

## (2) 法定外給付

区分	利用料
食費	1日当たり1,480円
居住費	1日当たり920円
理容・美容	・理容サービス 1回 1,500円～2,500円
日常生活品の購入代行	・購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
特別な食事	・要した費用の実費(飲料も含まれます)
区分	利用料
金銭管理	・基本サービス料 1か月 300円(年間3,600円) 毎年1回(4月)に口座振り替えします。 このサービスについては、別途申込書にて、お申込ください。
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	・喫茶コーナー利用代金 ・日常生活品の購入代行 ・レクリエーション費用 ・クラブ活動費 ・その他の費用

\*世帯全員が市町村民税非課税の方や、生活保護を受けておられる方の場合は、食費(特別な食事は含まれません)、居住費の負担が軽減される制度があります。

## (3) 支払方法

毎月15日までに前月分の請求をします。20日までにお支払いください。お支払い方法は、銀行振り込み、口座引落としのどちらかで、ご契約の際にお選びください。

## 10. 苦情等申し立て先

当施設ご利用 相談室	窓口責任者	前田 信子
	ご利用時間	毎日 9:00～18:00
	ご利用方法	電話 0858-53-2820 面接 みどり園事務室 苦情箱 (玄関横のカウンターに設置)

## 11. 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有無	無
-------------	---

## 12. 協力医療機関

医療機関の名称	森本外科・脳神経外科医院
院長名	森本 益雄
所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1210
電話番号	0858-53-0121
診療科	外科、脳神経外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、循環器内科
緊急指定の有無	無
医療機関の名称	野島病院
院長名	野島 丈夫
所在地	鳥取県倉吉市瀬崎町2714の1
電話番号	0858-22-6231
診療科	眼科、脳神経外科、外科、整形外科、内科、神経内科

	泌尿器科、耳鼻咽喉科、精神科等
入院設備	ベット数 300床
緊急指定の有無	有
医療機関の名称	谷口病院
院長名	谷口 宗弘
所在地	鳥取県倉吉市上井町1-13
電話番号	0858-26-1211
診療科	内科、泌尿器科、皮膚科、麻酔科(ペインクリニック) 透析(ベッド数40床) 附属診療所:東伯サテライト(ベッド数35床) 住所:琴浦町浦安140-10 電話:0858-52-6161
入院設備	ベッド数42床
緊急指定の有無	無
医療機関の名称	くにたけ歯科クリニック
院長名	国竹 洋輔
所在地	鳥取県東伯郡琴浦町八橋79-9
電話番号	0858-52-3003
診療科	歯科

### 13. 緊急時の対応

緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、別途定める「緊急時対応マニュアル」により、対応を行います。又「緊急時連絡先」により、家族等に対し、連絡を行います。</li> <li>・事故が発生した場合、速やかに原因を追求して、再発生を防ぐための対策を行います。</li> </ul>
--------	---

### 14. 非常災害時の対策

非常時の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途定める「特別養護老人ホームみどり園 消防計画」により、対応を行います。</li> </ul>			
平常時の訓練等防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別途定める「特別養護老人ホームみどり園 消防計画」により、年2回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加していただいで実施します。</li> </ul>			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	4箇所
	避難口(非常口)	8箇所	屋内消火栓	13箇所
平常時の訓練等防災設備	自動火災報知器	あり	非常通報装置	あり
	誘導灯	24箇所	漏電火災報知器	あり
	ガス漏れ報知器	あり	非常用電源	あり
消防計画等	カーテン等は、防煙性能のあるものを使用しております。			
	消防署への届出日:令和4年4月1日			
	防火管理者:阪本 友和			

### 15. 虐待防止

虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当園は、入所者の人権擁護・虐待の防止等のための指針を整備し、必要な体制の設備を行うとともに、職員に対し、虐待を啓発・普及するための必要な措置を講じます。</li> <li>又、職員、養護者(親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。</li> </ul> <p>虐待防止責任者:前田信子 虐待防止担当者:生活相談員</p>
------	--

17. 業務継続

業務継続	・当園は感染症や非常災害の発生時において、入所者に対しサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期業務再開を図る為の業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
------	---

18. 当施設ご利用の際に留意していただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間(9:00～21:00)を遵守し、必ず「面会名簿」に記入してください。来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず、別途「外出・外泊届」を提出して下さい。外泊期間中(入院も含む)は、6日を上限として1日当たり2,460円(自己負担額はこの金額の1割若しくは2割)をいただきます。居住費の減免を受けておられる方は、6日を超えた日からは減免対象外となります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙	喫煙は、決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	居室内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

令和 年 月 日

入所にあたり、入所者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋1937  
 名称 介護老人福祉施設 みどり園

説明者 職種  
 氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

入所者本人 住所  
 氏名

(身元引受人) 住所  
 氏名



## 行事計画

月	行事名
4月	春季遠足、花祭り
5月	春季遠足
6月	夏季遠足
7月	七夕交流会、夕涼み会
8月	運動会
9月	敬老会
10月	紅葉狩り、秋祭り
11月	秋季遠足
12月	クリスマス忘年会、餅つき
1月	とんど祭り、運動会
2月	節分豆まき
3月	ひな祭り
毎月	誕生会、クッキング、喫茶、各クラブ活動
随時	外食ツアー、ショッピング、故郷訪問

# 介護老人福祉施設みどり園における看取り介護指針

## 1. 当施設における看取り介護指針

当園での看取り介護は、近い将来に死に至ることが予見される方に対し、本人の意思、家族の意思を最大限に尊重して実施するものです。死に至るまでの期間、その方なりに充実した日々の暮らしを営めるよう支援いたします。

## 2. 看取り介護の視点

終末期の過程においては、その死をどのように受け止めるかという個々の価値観が存在し、看取る立場にある家族の思いが錯綜することも考えられます。

施設での看取り介護は、長年過ごした場所で親しい人々に見守られ自然な死を迎えることです。看取り介護の実施にあたって、施設は利用者または家族に対し以下の確認を事前に行い理解を得ることとします。

- ①病状の変化等に伴う緊急時の対応については看護師が医師と連携を取り判断すること。夜間においては夜間勤務職員が夜間緊急連絡体制に基づき看護師と連絡を取って緊急対応を行うこと。
- ②家族との24時間連絡体制を確保していること。
- ③看取りの介護に対する本人または家族の同意を得ること。

## 3. 看取り介護時の体制

(責任者)	看取り介護の総括責任者	施設長	前田 信子
	看護責任者	看護課長	仲井美由紀

# みどり園の身体拘束に関する方針

一、みどり園では原則として身体拘束はしません。

一、利用者の生命に危険がある場合、ご家族の希望、その他の理由によりやむを得ず身体拘束を行う場合には、本人及びご家族(身元引受人)の同意を得ることとします。

## 身体拘束の定義

「動く能力のある利用者の可能性を制限する行為」

以下、厚生労働省によって規定された「身体拘束」とされる事例

- ・徘徊しないように車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・自分で降りられないようにベッドを柵で囲む
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をひも等で縛る。
- ・点滴、経管栄養等のチューブを抜かないようにまたは皮膚をかきむしらない様に手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ・車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ・立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ・脱衣やおむつはずしを抑制するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ・他人への迷惑行為を防ぐためにベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ・自分の意志で空けることのできない居室等に隔離する。

一、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、身体拘束等の発生原因、結果等の取りまとめ、身体拘束等の適正性や適正化策を検討します。

一、身体拘束等の適正化のための職員研修を年2回以上実施し、身体拘束等の適正化のための基礎知識の普及・啓発に努めます。